

内容につきましては、まず第二条の第一項中に用語の改正をいたします。
「かかざる」と漢字に直すと、それから、「(うち四十九人を福祉事務所の定
数とする。)」と「(福祉事務所の職員を含む。)」というふうに括弧書き
に改めようとするものでございます。

なお、第三条におきましても用語を改めることになっております。
附則につきましては、五十七年の四月一日から施行しようというふうに考へてお
ります。

以上、雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案どおり御
可決くださいますようお願い申し上げます。説明にかえておいていただきます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○三番(加藤謹之助君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百五号については、総務委員

会に付託されんことを御玉います。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の
動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第百五号
は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第三議案第百六号福生市議会の議員の
報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題
といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第百六号

福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容の説明を申し上げます。

今回、提案申し上げますのは市議会の議員各位が公務で出張いたいただきます場合の費用弁償につきまして改正をいたそうとするものでございます。現在、公務出張で宿泊を伴います場合、現行の額では宿泊が非常に困難になってきておりますところから実態に即した額に改定するとともに、日当につきましても出張先における諸経費の賄いに十分ではありませんので、特に宿泊を伴います場合の日当につきまして、新たに制度化しようとするものでございます。

なお、改定額につきましては、各市の状況を参考にしております。また、宿泊を伴わない通常の出張につきましては、他市との比較におきましてもやや上位に現在のところランクされておりますので、今回の改定はいたしておりません。それでは、一部改正条例の内容につきまして、御説明申し上げます。

第二条、それから第五条、これにつきましては、この際、用語の整正備をいたし、第六条の委任規定につきましては規定の統一を図ろうとするものでございます。

次の別表につきまして、別表が条例本文のどの条に関係しているのかわかりやすくするため「別表」の文字の下に（第四条関係）という字句を加えることをといたしております。

別表の内容につきましては、日当に宿泊を伴う場合の日当を設けまして、この場合の日当を一日につき二千円と定め、宿泊料につきましては現行の九千円を一万二千円に改定しようとするものでございます。

なお、この条例改正は、昭和五十七年四月一日からといたしまして、四月一日前の場合には現行額で、四月一日以後の場合は改正額で費用弁償されることを附則の第二項から第三項までうたっております。

以上、はなはだ簡単な説明でございますが、議案第百六号の提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。

御審議をいただきますと、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○三番(加藤謹之助君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となりおります議案第百六号については、総務委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第百六号は、

総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第四議案第百七号福王市非常勤の特別職の

職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題

といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第百七号福

王市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容の説明を申し上げます。

今回、提案申し上げます一部改正条例は、非常勤特別職の方々が公務で出張される際の費用弁償につきまして、特に宿泊を伴います場合の費用弁償につきまして実態に即した額に改定しようとするものでございます。

それでは一部改正の内容について御説明申し上げます。

まず、第三条は委任規定について前議案と同様、統一を図ろうとするものでございます。

別表その一、別表その二につきまして、条例本文との関係をわかりやすくするため、それぞれ(第一条関係)、(第二条関係)の字句を加えることといたしております。さらに、別表その二につきましては、日当に宿泊を伴います

場合の日当を新たに設けまして、一日につき一千六百円と定め、宿泊料につきましては現行の八千五百円を一万一千五百円に改めようとするものでございます。なお、改正条例の施行日は、昭和五十七年四月一日からとしまして、四月一日前の費用弁償は現行額で、四月一日以降の費用弁償は改正額で行いますことを附則の第二項から第三項までにうたっております。

以上、はなはだ簡単な説明でございましたが、議案第百七号の提案理由とその内容の説明に代えておきたいと思います。

慎重御審議をいただきまして、原案どおり御確定くださるようお願ひ申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

○三番(加藤謹之助君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となりております議案第百七号については、総務委員会に

付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第百七号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第五議案第百八号証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第百八号証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、

提案理由とその内容について御説明申し上げます。

証人として出頭いただく場合があります。これらの方々には実費弁償がされるわけでございますが、さきの二議案同様、宿泊を伴いますような例が出てまいりますと現行額では宿泊が困難でありますので、実態に即した額に改定いたしますとともに、日当につきましても、この際、改定をいたそうとするものでございます。

それでは一部改正案例の内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、各案例の題名につきまして現行の各案例題名に「福生市」を加えようとするものでございます。これにつきましては議会におかれましては御指摘をいただいております。今回、各案例改正の必要が出てまいりましたので、あわせて改正をさせていただこうとするものでございます。

次に、別表につきまして各案本文との関係をわかりやすくするため、「別表」の文字の下に「第三各案関係」の字句を加えまして、別表中の日当の額を現行の四千三百円から五千円に改め、宿泊料につきましては現行の八千五百円を一万一千五百円に改定しようとするものでございます。

なお、この各案例の施行は、昭和五十七年四月一日からといたしまして、四月一日前の出頭等につきましては現行の額で、四月一日以後の出頭等につきましては改正額で実費弁償されることを附則の第一項から第三項までうたっております。

以上、はなはだ雑駁でございましたが、議案第百八号の提案理由並びにその内容につきましての説明にかえらせていただきます。

よろしくどうぞ慎重御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○三番(加藤謹之助君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百八号については、総務委員会に付託されることを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は総務委員会に付託されたい日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）

御異議なしと認めます。よって議案第百八号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君）

日程第六議案第百九号福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第百九号福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

本案は、市長、助役、収入役及び一般職の職員が公務により旅行いたします際の旅費につきまして、宿泊料を実態に即した額に改定いたしますとともに、宿泊を伴います場合の日当につきまして新たに設け、また、鉄道賃、船賃につきまして一般職の職員の間に取りました差を他市に均らしましてこれをなくして同額にいたそうとするものでございます。

それでは、一部改正条例の内容につきまして御説明を申し上げます。

第四号、第五号、第九号につきましては用語の整正備をしようとするものでございます。

次に、別表につきまして、前議案同様、条例本文との関係をおかりやすくするため、別表の文字の下に関係条名を加えております。

別表の内容につきましては、現行では鉄道賃のうち都外の場合及び船賃に一般職の職員間に支給額についての差を設けておりますが、これを今回同額といたしております。日当につきましては宿泊を伴う場合の日当を新たに設けまして、市長、助役、収入役は二千元とし、また、さきの議案第百六号における議員各位の日当と同額とさせていただきます。

ます。また、職員につきましては、同じく宿泊を伴います場合の日常は、二等級以上の職員につきましては一日につき一千六百円、三等級の職員につきましては一日につき一千三百円、四、五等級の職員につきましては一日につき一千二百円と定るといたしております。宿泊料につきましては、市長、助役、収入役は現行の九千円を一万二千円に、一般職の職員は現行の八千五百円、または八千円を今回一律一万二千五百円に改定いたそうとするものでございます。なお、一般職の職員が上司と随行いたしますときに、今改正で日常を除きましては宿泊料にしかその差がありませんので、別表備考第四号につきましては、上司に随行したときの宿泊料は、こういうように、上司と同額とするという表現に改めております。

また、この各例改正の施行につきましては、昭和五十七年四月一日から施行するをいたしまして、四月一日前の旅費は現行の額で、四月一日以後の旅費は改正額で支払われますことを附則の第二項から第三項まででうたっております。

以上、はなはだ雑駁でございましたが、議案第百九号の提案理由並

びに内容の説明とさせていたいただきます。

御審議をいただきまして、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(末次性男君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

以上で質疑を終わります。

○三番(加藤謹之助君)

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百九号については、総務委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は総務委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。 よって議案第百九号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第七議案第百十号福生市民会館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(教育次長 ハ木房雄君登壇)

○教育次長(ハ木房雄君) 御指名をいただきましたので、議案第百十号福生市民会館条例の一部を改正する条例について、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

御承知のとおり、福生市民会館、公民館は、昭和五十二年六月に開館し四年半を経過いたしました。この間、大ホールの稼働回数は、五十二年度に比較して五十三年度では二倍強に増加してまいりました。また、使用料の算定の根拠としております通常の維持管理費は、昨年の電気、ガスの約五〇%の値上げ等によって、当初四千五百万円、一日当たり十五万円を済んだ

ものが、本年度予算算では六千万円、一日当たり二十万円になり、そのアップ率は三三・三%であります。これらのことから、他市におきましては特殊な事情の所を除き使用料の改正をいたしておりますし、諸般の状況を検討してまいりました結果、使用料の改正をし負担の公平を期したいと存じ、本条例を御提案いたしました次第でございます。

内容につきまして申し上げますと、内容は、第二条及び第七条第四号、第九条第二項、第十五条、別表備考第五項は用語の修正備考でございますして漢字に条文を改めようとするものでございます。

別表(第十号関係)では使用料改正表でございますが、使用料は通常の維持管理費、すなわち総経費から人件費、事業費、備品購入費、工事請負費等を除いた経費を開館日数三百日で割って出た一日当たりの経費を各施設面積によって案分し、一定の補正数値を掛けて出しております。

この結果、たとえば大ホールで祝日、土曜日、日曜日の全日を使用した場合、いままで十一万三千元が三万五千元上がって十五万円になり、アップ率は三二・七

％となります。また、小ホールでは二万四千円が七千円上げて三万一千円が二九・二％のアップ率となります。その他リハール室及び会議室等が各区分に従って改正させていただき、集会室部分の平均は二二％アップでございます。公民館部分のアップ率は平均一八％のアップとなります。なお、会議室等の利用状況でございますが、減免対象となる社会教育的団体の利用は、五十五年度におきまして約六〇％、公共的団体の利用率は約一〇％となっております。他三〇％は営利等を目的とした使用で有料となっております。

この使用料の改正により、昭和五十五年度と全く同じ使用状態であると仮定しましては、初年度に約五百万円程度の増収を見込んでおります。また、同表中備考第三項の改正は、件数は多くないですが、夜間十一時以降にどうしても仕事が残ってしまうケースがありますので、その超過使用料を夜間使用料の半額まで取ることでできるようにしたいとするものでございます。同表備考第六項は、ホール使用の仕込み、いわゆる準備のみのときは使用料を七割に減額し、それ以外の使用形態のときは全額をいただくように明確にしようとするものでございます。

附則においては、本使用料は規則により大ホール、小ホール使用申請は使用とする日前六カ月の属する月の初日となっております。そういうふうな関係でございますので、五十七年七月以降において使用する日から適用とするものでございます。

よろしく慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださりたくお願いいたしますので、説明を終わらせていただきます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○三番(加藤謹之助君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十号については、総務委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は総務委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

御異議なしと認めます。よって議案第百十号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君)

日程第八議案第百十一号「福生市地域会館条例の一部を改正する条例を議題」といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(教育次長 八木房雄君登壇)

○教育次長(八木房雄君) 御指名をいただきまして、議案第百十一号「福生市地域会館条例の一部を改正する条例」について、その提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

地域会館につきましては、議員の皆様方の御尽力によりまして、かえで

会館が九月に開館し、一応、計画上の施設は完成いたしました。現在、市民の皆様は御利用いただいております。この完成に伴いまして、使用料の改正及び用語の整備を行おうとするものでございます。

内容につきましては、第十四条、それから別表第一中につきましては用語の整備でございます。

それから別表第二(第十条関係)におきましては、現在どの部屋を使用しても一時間三百円でありましたが、改正によりまして、その規模に応じて使用料を定めるようにするものでございます。一室百平方メートル未満を三百円で現行どおりでございまして、百平方メートル以上の部屋は一時間五百円としようにするものでございます。

この改正によりまして、使用料の増収分は約五万六千円ぐらいに見込んでいるのであります。

また、五十五年度の使用状況でございますが、五館全体で使用件数は六千七百十五件、うち有料が三百八十八件でございまして、五・八%となっております。これらにつきましては営利を目的とする等の関係で有料と